工事における総合評価落札方式実施要領
（平成２２年　３月２４日制定・要領第３０号）

最終改正　令和６年１２月２５日

総合評価落札方式実施要領（平成１８年要領第１８５号）の全部を改正する。

（目的等）

第１条　本要領は、工事契約事務処理要領（平成２０年要領第４１号。以下「契約事務処理要領」という。）第２１条第１項及び協議合意方式等に関する要領（平成２９年要領第３８号。以下「協議合意要領」という。）第７条第１項の規定に基づき、一般競争入札方式又は条件付一般競争入札方式と組み合わせて実施される、総合評価落札方式の運用に必要となる事項を定めることを目的とする。

２　本要領における用語の定義は、契約事務処理要領、協議合意要領、一般競争入札方式等手続要領（平成１８年要領第１８０号。以下「一般競争要領」という。）及び本則中で別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一　総合評価　技術提案の評価結果と、価格とを総合的に評価すること。

二　技術提案　技術的難易度が低い一般的な工事においては、主として施工実績その他の技術的な要素をもって契約の申込みを行うこと。技術的難易度が高い工事においては、主として総合的なコスト、工事全般の施工計画及び施工上の提案、工事目的物の品質の向上、社会的要請への対応その他の技術的な要素をもって契約の申込みを行うこと。

三　標準案　技術的難易度が高い施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の工事において、企業の高度な技術力に係る技術提案を求めるために、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又は設計図書のうちあらかじめ指定する部分のこと。ただし、高度技術提案型においては、標準案を示すことなく企業の高度な技術力に係る技術提案を求めることがある。なお、技術的難易度が低い施工能力評価型（簡易型）の工事においては、設計図書に基づき適切・確実に施工する能力を求めるため、これを標準案とは呼ばない。

四　技術提案の審査　入札参加希望者からの技術提案に基づき、その技術力（同種工事の経験、施工計画等）を審査して競争参加資格を確認するとともに、施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の工事においては、企業の高度な技術力に係る技術提案の採否を決定すること。

五　技術提案の評価　入札参加者からの技術提案に基づき、その技術力を第５条第１項各号に定める項目ごとに評価して、技術評価点を付与すること。

六　技術評価点　工事目的物の性能等の評価点数であり、総合評価落札方式の区分、工事種別等により定められた個々の評価項目において、各企業の技術力等に応じて付与される評価点

七　価格評価点　入札価格に対する評価点数であり、工事種別等により定められた基準額を基にして付与される評価点

八　価格評価基準額　前号に定める価格評価点を算定するための基準額であり、低入札価格調査等事務取扱要領（平成２１年要領第１７２号）第３条に定める審査対象基準価格と同額とする。ただし、次に掲げる工事種別については、開札時における最低入札額が審査対象基準価格を下回る場合に限り、最低入札額を価格評価基準額とする。

イ　トンネル非常用設備

ロ　受配電設備

ハ　遠方監視制御設備

ニ　伝送交換設備

ホ　交通情報設備

ヘ　無線設備

ト　トンネル換気設備

チ　機械設備

リ　削除

ヌ　削除

ル　削除

九　評価値　総合評価の方法により得られた数値であり、技術評価点と価格評価点を合算したもの。

（適用対象工事）

第２条　本要領は、技術的難易度が低く、かつ、次の各号に掲げるものを除き、全ての工事に適用する。

一　契約制限価格又は契約参考価格（以下「契約制限価格等」という。）が１億円未満の工事

二　契約責任者が価格落札方式によるべき必要を認めた工事

（総合評価落札方式の区分）

第３条　総合評価落札方式とは、民間企業の有する技術力を活用して工事目的物の品質を確保するため、入札者に工事価格及び価格以外の技術的な要素をもって契約の申込みをさせ、これらを総合的に評価することにより、会社にとって最適な落札者を決定する手続をいう。

２　前項に定める総合評価落札方式は、適用対象工事の難易度（技術的工夫の余地）に応じて、次の各号のとおり区分する。この場合、適用対象工事の難易度を規定するための工事種別、規模その他の技術的事項については、別に定めるところによる。

一　施工実績確認型　技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事（ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。）において、企業の過去の施工実績、その他の技術力等を技術提案として、入札価格と総合的に評価するもの

二　施工能力評価型（簡易型）　技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事（ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。）において、会社が示した設計図書に基づき適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するために、企業の過去の施工実績、表彰その他の技術力を技術提案として、入札価格と総合的に評価するもの

三　施工計画提案型（標準型）　技術的難易度が高い工事において、標準案の内容や施工方法に係る技術提案を求めるもので、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮、工事中のコスト削減につながる提案その他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの

四　高度技術提案型　技術的難易度が特に高い工事において、標準案を示すことなく、又は標準案として示す内容を小さくして工事目的物や施工方法に係る高度な技術提案を求めるもので、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストその他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの

（落札者の決定方法と評価点）

第４条　総合評価落札方式における落札者の決定は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

一　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内にあること。

二　入札者からの技術提案が、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において明らかにした性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の最低限の要求要件を全て満たしていること。

２　前項の規定にかかわらず、協議合意方式を適用する工事での総合評価落札方式における落札者の決定は、技術提案が入札公告等において明らかにした性能等の最低限の要求要件を全て満たしている者のうち、以下の者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者又は協議対象者を定める。

一　契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者があった場合　　契約参考価格以下で入札した者のうち、評価値の最も高い者

二　契約参考価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合　　評価値が最も高い者を協議対象者とし、当該協議対象者のうち協議合意要領に基づく協議を経て見積条件に妥当性又は合理性があるとして認められた者

３　評価値は加算方式により算出することとし、次項に定める方法により得られた技術評価点と第５項に定める方法により得られた価格評価点を合算した数値とする。

４　技術評価点は、技術提案をあらかじめ定めた基準により審査して付与される点数をいい、総合評価落札方式の区分ごとの範囲は次のとおりとする。

イ　施工実績確認型　３点とする。

ロ　施工能力評価型（簡易型）　１６点を標準とし、技術提案の内容に応じて１０点から３０点までの範囲で定める。

ハ　施工計画提案型（標準型）【政府調達協定基準額未満のもの】　２４点を標準とし、技術提案の内容に応じて１７点から４０点までの範囲で定める。

ニ　施工計画提案型（標準型）【政府調達協定基準額以上のもの】　１７点を標準とし、技術提案の内容に応じて１７点から４０点までの範囲で定める。

ホ　高度技術提案型　４０点を標準とし、技術提案の内容に応じて３０点から５０点までの範囲で定める。

５　価格評価点は、次表に定めるところにより算定するものとする。

X≧X0 の場合	$Y=-(X-X0)^2/(2\times(100-X0))+100$
X0＞Xの場合	Y＝0

この式においてX、X0 及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。

X　入札率＝入札価格／契約制限価格等×100

X0　価格評価基準額／契約制限価格等×100

Y　価格評価点

（評価項目）

第５条　総合評価落札方式において会社が求める技術提案の内容及び評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　企業の基礎的な技術力

会社の指示する設計図書に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するもの。

二　企業の高度な技術力

会社が参考として示した設計図書又はそのうちあらかじめ指定する部分（標準案）を入札参加者からの技術提案により改善し、工事目的物の品質向上を図る能力を企業に期待するもの。

三　企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を企業に期待するもの。

２　前項各号に定める評価項目に対する総合評価落札方式の区分ごとの適用関係は次表を標準とする。ただし、政府調達協定基準額以上の工事に対して施工計画提案型（標準型）を適用する場合は、前項第１号（企業の基礎的な技術力（工事中事故に関すること及び入札参加資格停止に関することを除く。））及び第３号（企業の信頼性・社会性）に定める評価項目を設けないこととし、第１号（企業の基礎的な技術力のうち工事中事故に関すること及び入札参加資格停止に関すること）及び第２号（企業の高度な技術力）に定める評価項目のみにより技術評価を行って、技術評価点を算出するものとする。

評価項目	総合評価落札方式の区分

	施工実績確認型	施工能力評価型（簡易型）	施工計画提案型（標準型）		高度技術提案型
			政府調達協定基準額未満	政府調達協定基準額以上	
一　企業の基礎的な技術力	◎	◎	◎	◎ ※	－
二　企業の高度な技術力	－	－	◎	◎	◎
三　企業の信頼性・社会性	◎	◎	◎	－	－
技術評価点 （契約責任者が認める場合）	３	１６ （10～30）	２４ （17～40）	１７ （17～40）	４０ （30～50）

【凡例】◎：設定する項目　－：適用なし

※第５条第２項による場合

３　工事種別に応じて具体的に定めるべき評価項目の内容、配点の内訳その他の技術的事項については、前２項の規定の範囲内で別に定めるところによるものとする。

（技術評価点の算出方法）

第６条　技術評価点は、入札参加者からの技術提案を項目ごとに評価して点数を付与し、項目ごとに付与された点数を合計することにより算出するものとする。なお、施工実績確認型及び施工能力評価型を除き次の場合、競争参加確認結果通知の日を基準日とする次の付加点を付与するものとする。

一　技術評価点１位の者が２者以上の場合

技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し０．５点

二　技術評価点１位の者と２位の者との差が０．５点未満の場合

１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が０．５点となる点数

２　前項における項目ごとの評価方法は、項目ごとの特性を踏まえ、性能等を数値化できるものについては第一号によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては第二号又は第三号のいずれか適切なものによるものとする。

一　数値方式

入札参加者から提示された性能等を数値により定量的に評価して点数を付与する方式。この場合、提示された性能等のうち最高の数値を具備するものに対しては当該評価項目に配分された技術評価点の満点を、最低限の要求要件を満たす数値を具備する（企業の高度な技術力に含まれる評価項目の場合には標準案相当の提案に相当する）ものに対し

ては０点を付与するものとする。また、その他の性能等については、具備する数値の相対的な比較を行ったうえで、それぞれの性能等の数値に応じ按分した技術評価点を付与するものとする。

二　判定方式

入札参加者から提示された性能等を数値方式により評価することが困難であるときに、定性的な判定基準を設けて性能等を評価し、その結果を複数の階層（評語）に区分することにより点数を付与する方式。この場合、最高の階層（評語）に区分された性能等に対しては当該評価項目に配分された技術評価点の満点を、最低の階層（評語）に区分された（企業の高度な技術力に含まれる評価項目の場合には標準案相当の提案に相当する）性能等に対しては０点を付与するとともに、それらの中間に階層（評語）を設けたときは、階層（評語）の数により按分した技術評価点を付与するものとする（例えば、優、可及び不可の３階層（区分）でもって技術等を評価するときは、優に区分されたものに対して満点を、不可に区分されたものに対して０点を、中間階層である可に区分されたものに対して満点の２分の１程度の技術評価点をそれぞれ付与する。）。

三　順位方式

入札参加者から提示された性能等を数値方式により評価することが困難であるときに、性能等を順位付けして点数を付与する方式。この場合、提示された性能等のうち最上位のものに対しては当該評価項目に配分された技術評価点の満点を、最下位のものに対しては０点を付与し、中間の評価等に対しては当該評価項目に配分された技術評価点を順位により均等に按分して算出される点数を付与するものとする。

（技術提案を求める範囲）

第７条　個別の工事において技術提案を求める範囲は、当該工事の確実及び円滑な施工並びに民間企業の有する技術の積極的活用の観点から、第５条第１項各号に定める評価項目に基づき当該工事の特性に応じて定めるとともに、入札参加希望者に対しては、技術提案の内容を明示した資料及び当該提案に基づく施工計画書（以下「技術提案資料」という。）を提出させるものとする。

２　施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型においては、標準案において次の各号に掲げる事項を明示して、企業の高度な技術力に係る技術提案を求めるものとする。なお、高度技術提案型において、最低限の要求要件のみを明示して標準案を示さない場合は、入札者の技術提案全体を技術提案とする。

一　工事目的物に対する技術提案を求める場合は当該目的物に求める性能等

二　設計を含む工事である場合はその条件等

三　施工方法及び仮設備計画に対する技術提案を求める場合は施工に係る条件等

（技術評価基準の設定）

第８条　契約責任者は、入札公告に先立ち、入札参加希望者に提出を求める技術提案書の記載内容並びに技術提案書に記載された技術的要素を審査及び評価するための基準（以下

「技術評価基準」という。）について、契約関係委員会設置要領（平成１９年要領第２号）別添２で定める技術審査会で設定し、同要領別添１で定める競争参加資格等審査委員会の審議を経て、決定するものとする。

２　技術評価基準は、評価項目、評価内容、判断基準、技術評価点の配分その他の技術評価に必要な事項とし、次の各号に掲げる事項に留意しつつ、工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

一　入札参加者の技術力評価上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは、技術評価基準から除外するものとする。

二　評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に審査する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記するものとする。

３　前２項により技術評価基準を定めるに当たり、必要があると認められる場合には、評価項目ごとに最低限の要求要件を設けて技術提案を審査し、この要求要件を満たしている場合にのみ得点を付与し、満たしていない場合には欠格として競争参加資格を認めないことができる。

４　工事種別に応じて具体的に定められるべき技術的要素の審査及び評価のための判断基準その他の技術的事項については、前３項の規定の範囲内で別に定めるところによるものとする。

（入札公告に明示する事項）

第９条　入札公告においては、一般競争要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

一　当該工事が、総合評価落札方式（協議合意方式を適用する工事の場合はその旨を含む）による工事であること

二　総合評価の方法及び落札者の決定方法

三　技術提案の内容は競争参加資格の確認に反映されること。

四　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料の提出を求めること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

五　企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。

六　資料作成説明会を実施すること（実施する場合に限る。）

七　設計業務成果の閲覧を認めること（認める場合に限る。）

八　資料のヒアリング又は技術的対話を実施すること（実施する場合に限る。）

九　建設業者の責めに帰すべき事由により性能等に関わる技術提案が履行されなかった場合で、当該建設業者に再度施工を行わせることが困難又は合理的でないときは、成績

評定点を減ずるとともに、契約金額の減額、損害賠償等を行うことがあること。（該当する場合に限る。）

２　入札公告は入札公告・入札説明書例（標準例１）及び入札公告（官報用）例（標準例２）を参考に作成するものとする。

（入札説明書に明示する事項）

第１０条　入札説明書においては、一般競争要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

一　前条第１項各号に掲げる事項の詳細

二　提案を求める性能、機能、技術等の要求要件及び評価基準

三　企業の高度な技術力に係る技術提案を採用しない場合には、競争参加資格確認結果通知書において、その理由を付すること。また、当該通知を受けた建設業者は、技術提案が適正と認められなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができること。

四　技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

五　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

２　入札説明書は入札公告・入札説明書例（標準例１）を参考に作成するものとする。

（応募方法）

第１１条　契約責任者は、入札参加希望者に、会社が各工事において求める技術的要素の内容に応じて、次の各号に掲げる技術提案を求めなければならない。

一　企業の基礎的な技術力及び企業の信頼性・社会性

入札公告等において会社が求める技術等に係る実績、経験、技術的所見等を所定の様式に記載させ、必要に応じて記載内容を証明する資料を添付した技術提案資料を提出させなければならない。

二　企業の高度な技術力

入札公告等において会社が示した性能等の要求要件、評価項目及び標準案の内容を踏まえて、次の各号に掲げる方法の中から１つを選択させて技術提案資料を提出させなければならない。ただし、高度技術提案型総合評価落札方式において、最低限の要求要件のみを示して標準案を明示しないときは、イにより技術提案資料を提出させなければならない。

イ　標準案と異なる技術提案（当該提案に係る施工計画を含む。）を行う。

ロ　標準案による施工計画を提出する。

ハ　標準案と異なる技術提案（当該提案に係る施工計画を含む。）を行うが、当該提案が適正と認められなかったときには標準案により施工する意思を表明して、技術提案及

び標準案による施工計画の両方を提出する。

２　契約責任者は、前項第２号イ又はハにより技術提案を行う入札参加希望者には、当該提案が採用された場合、提案した施工方法等により施工する旨を技術提案資料に明記させるものとする。また、前項第２号ハにより技術提案を行う入札参加希望者には、当該提案が適正と認められなかった場合は標準案に基づき施工する意志を有する旨を技術提案資料に明記させするものとする。

３　技術提案資料は競争参加資格確認申請書と併せて提出させることとし、それらの受領期限は、一般競争要領第７の規定にかかわらず、総合評価落札方式の区分ごとに次の各号に掲げるとおりとする。

一　施工実績確認型及び施工能力評価型（簡易型）　１０日以上

二　施工計画提案型（標準型）　２０日以上

三　高度技術提案型　３０日以上

（技術提案資料に関する問合せ）

第１２条　契約責任者は、技術提案資料に関する問合せを受け付けなければならない。

２　契約責任者は、特に必要があると認める場合は、技術提案資料作成に関する説明会を実施することができる。

３　施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型の工事においては、技術提案の作成に当たって参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札公告等に明示し、入札参加希望者からの要請があれば入札参加希望者への閲覧に供することができる。この場合、要請のあった全ての者に対して閲覧を認めるとともに、各入札参加希望者が他の入札参加希望者を認知することがないように閲覧させなければならない。閲覧希望者への通知は、様式１によるものとする。

（技術提案の審査）

第１３条　契約責任者は、入札参加希望者から提出された技術提案書の内容について、あらかじめ定めた評価基準に基づき実現性、安全性等の観点から審査を行い、このうち提案内容が会社の求める最低限の要求要件を満たしていないなど不適当であると認められた者を欠格として、当該競争入札への参加を認めないことができる。この場合、第８条により定める技術評価基準において、技術提案を求める項目のうち競争参加資格の有無に係る審査を行う項目（以下「資格審査項目」という。）を設定して、入札参加希望者に対して技術提案への記載を義務付けるとともに、入札公告等において明示する技術評価基準の中で資格審査項目を明らかにするものとする。

２　契約責任者は、企業の高度な技術力に係る技術提案を求める工事において、入札参加希望者から標準案と異なる技術提案があった場合には、その内容を審査して当該提案の採否を決定するものとする。この場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　標準案により実施する場合との比較を行い、施工の確実性、安全性等を評価し、当該工事において採用するか否かを審査するものとする。（標準案を明示する場合）

二　技術審査会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。なお、高度技術提案型総合評価落札方式の場合、技術審査会は、アドバイザー、学識経験者等の意見を聴くものとする。

３　前２項に定める技術提案の審査は技術審査会が行うこととし、競争参加資格等審査委員会を経た後、契約責任者はその審査結果を踏まえて、競争参加資格の有無及び高度な技術力に係る技術提案の採否を決定するものとする。

４　契約責任者は、施工能力評価型（簡易型）による工事のうち企業に基礎的な技術力に係る簡易な施工計画を求めたものにおいて前項の決定を行ったときは、その結果を競争参加資格確認結果通知書（様式２－１）により、施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型による工事において前項の決定を行ったときは、その結果を競争参加資格確認結果通知書（様式２－２）により入札参加希望者に通知するものとし、競争参加資格を認めない場合、又は企業の高度な技術力に係る技術提案を採用しない場合には、その理由を付すものとする。

（技術提案の評価等）

第１４条　契約責任者は、入札参加者から提出された技術提案書を、あらかじめ定めた評価基準に基づき項目ごとに評価し、第６条に定めるところにより技術評価点を付与するものとする。この場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　技術提案の評価は、全ての入札参加者に共通の技術評価基準でもって行うこととし、特定入札参加者の評価に特定の方法を用いない。

二　技術提案書に記載のない提案内容は評価の対象としない。また、記載されている提案内容が評価項目に合致しない場合も評価の対象としない。

三　定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

四　第５条第１項各号に係る提案で次の項目に該当する提案は評価しない。

イ　工事延長、工期の変更等、施工条件の変更を伴う提案

ロ　現場条件の精査を伴い、条件変更等に該当する可能性の高い提案

ハ　実施にあたり、関係機関の協議等、第三者との調整を要する提案

ニ　工事目的物の変更（設計基準・仕様変更を含む。）を伴うものや他工事に影響する過度な環境対策等に関する提案

ホ　過度なコスト負担を要する提案

ヘ　特筆すべき事項でない又は具体性がない提案

２　前項に定める技術提案書の評価は技術審査会が行うこととし、競争参加資格等審査委員会を経た後、契約責任者はその評価結果を踏まえて、技術評価点を付与するものとする。

３　契約責任者は、設計図書等において評価しない場合に通知すると定めた技術提案があった場合、その提案を競争参加資格の確認の通知と合わせて当該提案の提出者に通知するものとする。

（技術提案資料のヒアリング等）

第１５条　技術審査会は、前２条に定める技術提案の審査及び評価を行うために必要と認める場合には、入札参加希望者に対して当該者が行った技術提案についての説明を求めることができる。

２　技術審査会は、高度技術提案型による工事において、企業の高度な技術力に係る技術提案の内容の一部を改善することにより更に優れたものとなる、又は一部の不備を解決できると認められる場合には、入札参加者との技術的対話を通じて技術提案の改善を求め、又は入札参加者に対して改善を提案する機会を与え（以下「技術的対話」という。）、入札参加者に対して技術提案の再提出を求めることができる。この場合、入札参加者間の公平性を確保するため、次の各号に掲げる事項について十分配慮するものとする。技術提案の再提出があったときは、これに基づき技術評価を行うものとする。

一　技術提案を行った全ての入札参加者を対象として実施すること。

二　原則として複数日に跨らずに技術的対話を実施すること。

三　各入札参加者が他の入札参加者を認知することがないこと。

３　技術審査会は、高度技術提案型による工事において、会社の積算基準等に定めのない新技術・新工法を用いた技術提案が行われ、当該提案に基づき設計図書及び契約制限価格を定めようとする場合は、当該提案を行った者に対して当該提案に係る概算数量、単価表等の提出を求めることができる。

４　前３項の実施のために必要な技術的事項については、別に定めるところによるものとする。

５　技術的対話により技術提案の改善を行ったときは、技術提案の改善に係る過程の概要を様式３に取りまとめ、各入札参加者の了解を得た上で契約締結後速やかに公表するものとする。

（提案内容の保護等）

第１６条　契約責任者は、民間企業からの高度な技術力に係る技術提案それ自体が知的財産に該当することを踏まえ、当該提案の内容が他者に知られないようにするとともに、当該提案者の了解を得ることなく当該提案の一部のみを採用してはならない。ただし、民間企業からの高度な技術力に係る技術提案の内容が、その後の工事において一般的に活用される状況となった場合には、無償で使用することができるよう取り決めておくものとする（工業所有権等の排他的権利に基づく技術提案については、この限りでない。）。

（評価内容の担保）

第１７条　総合評価落札方式により落札者を決定した場合は、当該落札者から提出された技術提案書において評価の対象とした提案内容については、原則として当該落札者が履行すべき債務として取り扱い、その履行が不適切であると認められる場合には、業務に関する指示、履行の追完に関する請求その他の必要な措置を行うものとする。また、当該落札者（契約相手方）の責めに帰すべき事由により当該提案の内容に基づく履行がなされなか

った場合で、再度の施工が困難あるいは合理的でないときは、必要に応じて契約金額の減額又は損害賠償の請求を行うことができる。

２　総合評価落札方式による工事の成績評定においては、当該落札者（契約相手方）の責めに帰すべき事由により当該提案の内容に基づく履行がなされなかった場合は、成績評定点を減ずるものとする。

３　前２項については入札公告等において明示するとともに、契約書記載例（標準例３）により契約上で取り決めておくものとする。

（監督）

第１８条　総合評価落札方式による工事においては、別に定めるところにより、施工中における技術提案の履行状況を監督するものとする。

（不落随意契約）

第１９条　再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においては、評価値の高い者から順次交渉を行うものとする。

（入札状況調書）

第２０条　総合評価落札方式による工事において落札者を決定したときは、契約事務処理要領第２０条第６項及び協議合意要領第６条の規定にかかわらず、様式４により入札状況調書及び技術評価点内訳書を作成するものとする。

（契約情報の公表等）

第２１条　技術提案に係る審査又は評価の結果については、入札参加希望者又は入札参加者からの苦情等に適切に対応するため、評価項目ごとにその結果と理由を書面に記録しておかなければならない。

２　総合評価落札方式により落札者を決定した場合には、工事契約情報公表要領（平成２０年要領第１５５号）により、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、契約制限価格については、公表することにより事後の契約において契約制限価格を類推させるおそれがあると認められる場合には、この限りでない。

一　入札参加業者名（辞退した者を含む。）

二　各入札参加業者の入札価格

三　各入札参加業者の提案項目の技術評価点内訳

四　技術的対話における技術提案の改善過程に係る概要

３　削除

（標準手続）

第２２条　総合評価落札方式に係る手続は、図表を標準として行うものとする。

図表－１　高度技術提案型（一般競争入札）
図表－２　施工計画提案型（標準型）（一般競争入札）
図表－３　施工計画提案型（標準型）（条件付一般競争入札）
図表－４　施工実績確認型及び施工能力評価型（簡易型）（条件付一般競争入札）
様式１　設計業務成果閲覧通知書（第１２条関係）
様式２－１　競争参加資格確認結果通知書（施工能力評価型（簡易型））（第１３条・第１４条関係）
様式２－２　競争参加資格確認結果通知書（施工計画提案型（標準型）及び高度技術提案型）（第１３条・第１４条関係）
様式３　技術提案の改善過程（第１５条関係）
様式４－１　入札状況調書（第２０条関係）
様式４－２－１　技術評価点内訳書【施工能力評価型（簡易型）】（第２０条関係）
様式４－２－２　技術評価点内訳書【施工計画提案型（標準型）】（第２０条関係）
様式５　【削除】
標準例１－１　入札公告・入札説明書例（一般競争）
標準例１－２　入札公告・入札説明書例（条件付一般競争（総合評価：施工実績確認型以外））
標準例１－３　入札公告・入札説明書例（条件付一般競争（総合評価：施工実績確認型））
標準例２　入札公告・入札説明書例（一般競争・官報用）
標準例３　標準契約書記載例（第１７条関係）